

＜夫婦関係調整（離婚）調停を申し立てる方へ＞

1 概要

離婚について当事者間で話し合いをしてもまとまらない場合や、離婚の話し合い自体ができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聞き、離婚するかどうかについて、また、離婚する場合に未成年の子の親権者を誰にするか、子と同居していない親と子との面会交流をどうするか等、子の養育について、さらに、子の養育費、婚姻中に築いた財産の分け方（財産分与）、年金分割、慰謝料等、財産に関する問題についても併せて話し合うことができます。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途、離婚訴訟を提起する必要があります。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200 円
- 連絡用の郵便切手・・・140円×1枚、84円×6枚、50円×2枚、10円×9枚
合計834円分

3 申立てに必要な書類

- 申立書 3 通

→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口には3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

※ 申立書に記載すべき申立人（あなた）の住所を相手方に知られたくない事情がある場合は、お渡しする「相手に知られたくない情報がある方へ」の内容を確認し、必要な手続を行ってください。（お渡しする「記載例」の内容もご確認ください。）

- 事情説明書 1 通
- 子についての事情説明書 1 通 ※未成年の子がいる場合に提出してください。
- 連絡先等の届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明） 1 通

→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

- 「年金分割のための情報通知書」 1 通

→離婚と共に年金分割における按分割合（分割割合）に関する調停を求める場合にのみ必要です。情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等（書類等はA4サイズで提出して下さい。）

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

※必要になる書類の例

＜養育費の必要な子のいる場合：収入に関する書類等＞

→源泉徴収票写し、給与明細写し、確定申告書写し（決算書及び貸借対照表を含む）、非課税証明書写し等、申立人の収入が分かるもの

＜財産分与を希望する場合：夫婦の財産に関する資料等＞

→不動産登記事項証明書、固定資産税評価証明書、預金通帳写し、残高証明書等、夫婦の財産の内容が分かるもの

＜婚姻費用等について決まったことがある場合：その内容の分かる書面＞

→合意書、公正証書、調停調書、審判書等

※裏面もあります。

- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（例：住所を知られたくない場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（ただし、原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまうし、コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合がありますので、コピーをしたものにマスキング（黒塗り）し、さらにコピーしてください。）
- ・ **マスキングができない書面については、同時にお渡する「相手に知られたくない情報がある方へ」の内容を確認し、必要な手続を行ってください。**

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。そのため、「資料の非開示希望の申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出された場合には、その家庭裁判所でも申し立てることができます。）。

7 調停の進め方

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、調停委員が中立の立場で、双方からそれぞれお話を聴きしながら話し合いを進めていきます。1回の時間はおおむね2時間程度です。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子の監護の状況等について調査を行う場合もあります。

また、相手方と顔を合わせたくないなどのご希望がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。

